

○低潮線保全基本計画について

- 低潮線保全法(平成22年法律第41号)に基づき、排他的経済水域(EEZ)等の保全及び利用の促進のため、低潮線の保全及び利用の拠点となる離島の施設整備等に関する施策を総合的かつ計画的に図ることを目的として策定。(平成22年7月閣議決定)
- 全国185箇所の低潮線保全区域における状況調査や人為的損壊行為の規制及び保全措置の検討、特定離島である南鳥島及び沖ノ鳥島を拠点とする各種活動、特定離島における拠点施設の整備内容等を記載。
- 毎年度の進捗状況について、総合海洋政策本部へ報告し、計画の着実な実施を図ることとされている。

○平成25年度に実施した主な事項

- 低潮線保全区域の巡視・調査(衛星画像の取得、巡視、看板設置等)、巡視体制の確保・強化、低潮線保全区域周辺の情報収集、海洋台帳のコンテンツの充実、低潮線データベースの管理・運用等
- サンゴ増殖技術の開発、人為的影響を受けない環境をいかした温室効果ガス濃度等の観測、GNSS※による広域的な地殻変動の連続観測、南鳥島沖公海域におけるコバルトリッチクラスト探査鉱区の取得、民間等による南鳥島における海洋関連技術開発の意向の把握等
- 特定離島港湾施設の整備推進
(南鳥島:岸壁(取付部)完成、泊地浚渫の推進、沖ノ鳥島:荷捌施設完成)

※ Global Navigation Satellite System(全球測位衛星システム)



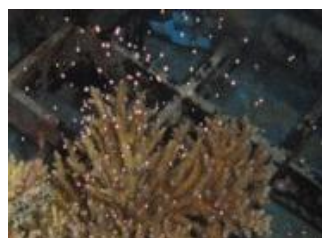
特定離島港湾施設の整備状況(沖ノ鳥島)



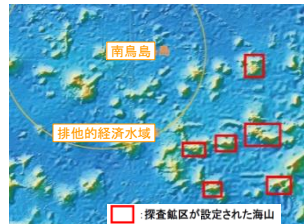
岸壁工事の状況(南鳥島)



低潮線保全区域の巡視



移植サンゴの産卵



南鳥島沖公海域のコバルトリッチクラスト探査鉱区

○平成26年度に実施予定の主な事項

- 低潮線保全区域の巡視・調査、巡視体制の確保・強化、低潮線保全区域周辺の情報収集、海洋台帳のコンテンツの充実、低潮線データベースの管理・運用等を継続的に実施
- サンゴ増殖技術の開発、人為的影響を受けない環境をいかした温室効果ガス濃度等の観測、GNSSによる広域的な地殻変動の連続観測、特定離島周辺海域におけるコバルトリッチクラストの資源量把握調査等を継続的に実施、民間等による南鳥島における海洋関連技術開発の課題募集・選定等
- 特定離島港湾施設の整備推進
南鳥島 : 岸壁(本体部)及び泊地浚渫の推進(H27年度船舶の利用開始)
沖ノ鳥島: 平成26年3月30日に発生した工事事務を受け、原因究明及び再発防止に係る有識者委員会による中間とりまとめに基づき、再発防止を徹底の上、事業を安全かつ確実に進める方策を早急に検討

「低潮線保全法」(排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律)の概要

<基本計画>

★低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する施策の推進のための基本計画の策定

低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本的な方針、低潮線の保全を図るために行う措置に関する事項、特定離島における拠点施設の整備の内容等を定める。

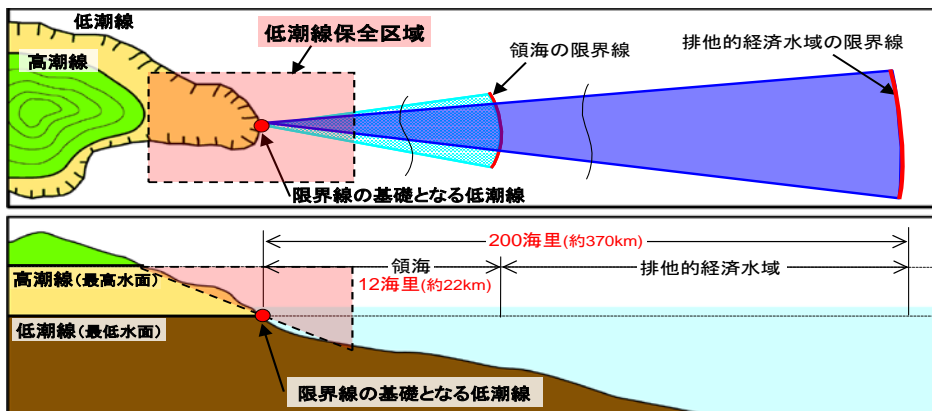
<低潮線保全区域>

★低潮線保全区域の指定

排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要があるものを区域指定。
※平成23年6月 政令で185区域を指定

★行為規制

低潮線保全区域内において海底の掘削等低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがある行為をしようとする者は国土交通大臣の許可を受けなければならない。



<特定離島における拠点施設の整備>

★特定離島の指定

地理的条件、社会的状況及び施設整備状況等から周辺の排他的経済水域等の保全及び利用を促進することが必要な離島を特定離島として指定。
※平成22年6月 南鳥島、沖ノ鳥島を指定

★特定離島港湾施設の建設等

基本計画に定める国の事務又は事業の用に供する港湾の施設を国土交通大臣が建設、改良及び管理するとともに、当該施設周辺の一定の水域の占用等を規制。

※南鳥島 平成22年度に建設着手
※沖ノ鳥島 平成23年度に建設着手



イメージ(南鳥島)

低潮線保全区域(185区域)



「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」の平成25年度の進ちよく状況について
(第11回総合海洋政策本部報告資料)

平成26年7月
内閣官房総合海洋政策本部事務局

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成22年法律第41号)第3条の規定に基づき平成22年7月13日に閣議決定した「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」(以下「基本計画」という。)は、基本計画の毎年度の進ちよく状況について翌年度速やかに総合海洋政策本部へ報告することを定めている*。

このため、基本計画の平成25年度末における進ちよく状況を以下のとおり総合海洋政策本部に報告するとともに、引き続き基本計画の着実な実施を図ることとする。

◎平成25年度に実施した主な事項(詳細は参考資料を参照)

(1) 低潮線の保全に関する事項

排他的経済水域等の安定的な保持のため、政令により指定された低潮線保全区域の巡視・調査と巡視体制の整備、低潮線保全区域周辺の情報収集、低潮線データベースの管理・運用、海洋台帳のコンテンツの充実等を実施した。

(2) 特定離島を拠点とする活動に関する事項

広大な排他的経済水域等を日本及び世界のために有効活用するとの方針の下に、サンゴ増殖技術の開発、人為的影響を受けない環境をいかした温室効果ガス濃度等の観測、GNSS連続観測システムによる広域的な地殻変動の観測、海潮流観測等を実施した。また、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)が南鳥島沖公海域におけるコバルトリッチクラスト探査鉱区を取得した。さらに、民間企業、大学等に対して、南鳥島における現地実証試験を希望する海洋関連技術開発の意向を募集した。

(3) 拠点施設の整備に関する事項

特定離島を拠点とする活動を支援するため、南鳥島及び沖ノ鳥島における特定離島港湾施設の整備を進めた。なお、沖ノ鳥島においては、平成26年3月30日、当該施設整備中に7名が死亡する工事事故が発生した。

※ 基本計画(抜粋)

5. その他低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する事項

(1) 基本計画の進ちよく状況の総合海洋政策本部への報告

この基本計画に基づく低潮線の保全に関する措置、特定離島を拠点とする活動、拠点施設の整備等の毎年度の進ちよく状況について、翌年度速やかに総合海洋政策本部へ報告し、計画の着実な実施を図る。

「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び
拠点施設の整備等に関する基本計画」の平成26年度の実施事項について
(第11回総合海洋政策本部報告資料)

平成26年7月
内閣官房総合海洋政策本部事務局

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び
拠点施設の整備等に関する法律（平成22年法律第41号）第3条の規定に基
づき平成22年7月13日に閣議決定した「排他的経済水域及び大陸棚の保全
及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計
画」（以下「基本計画」という。）の平成25年度末における進捗状況を踏まえ、
基本計画の平成26年度の実施事項について、以下のとおりとする。

◎平成26年度に実施する事項（詳細は参考資料を参照）
主な事項として下記に取り組む。

(1) 低潮線の保全に関する事項

低潮線保全区域の巡視・調査、海洋台帳のコンテンツの充実のほか、低潮
線データベースの管理・運用、低潮線保全区域の巡視体制の整備、監視体制
の強化等を実施する。

(2) 特定離島を拠点とする活動に関する事項

電子基準点によるGNSS連続観測等を実施する。また、民間企業、大学
等に対して、南鳥島における現地実証試験を希望する海洋関連技術開発の課
題を募集、選定するなど、特定離島の更なる利活用に向けた検討を進める。
この他、周辺海域において、鉱物資源（コバルトリッチクラスト）の資源量
を把握するための調査を行う。

(3) 拠点施設の整備に関する事項

南鳥島については、特定離島港湾施設の整備を継続する。沖ノ鳥島につい
ては、平成26年3月30日に発生した工事事務を受け、原因究明及び再発
防止に関する有識者委員会による中間とりまとめに基づき、再発防止を徹底
の上、事業を安全かつ確実に進める方策を早急に検討する。

基本計画の進ちょく状況

主な計画事項	主な目標	主な平成25年度実施事項	主な平成26年度実施予定
(1) 低潮線の保全に関する事項			
行為規制及び保全措置	低潮線保全区域の設置、人為的な損壊行為等の監視・巡視、保全措置が必要となった場合の対策の検討	行為規制周知のための看板の設置、防災ヘリ等を活用した巡視	同左及び保全措置が必要となった場合の対策の検討
低潮線及びその周辺状況の調査	航空レーザー測量による海底地形の調査、AUVの導入、測量船の整備、衛星写真の利用	EEZ等に関する海底地形等の基盤的情報の整備、衛星写真の取得	同左
海洋情報の集約	海洋情報クリアリングハウスに広範囲の海洋情報の所在情報登録	海洋情報クリアリングハウスにおける海洋所在情報の登録	同左
	海洋台帳の整備	海洋台帳のコンテンツの充実、機能強化	同左
低潮線データベースの構築	低潮線及び低潮線の所在する離島に関する情報の管理、関係機関での共有	低潮線データベースの維持管理、掲載情報の更新、低潮線に関する情報収集、地理識別子の整備	同左
低潮線保全区域の指定及び変更	海底地形等の調査確認及び区域指定、必要な場合区域変更	噴火活動状況を調査中の西之島以外は、区域変更が必要な事案なし	西之島の噴火活動状況の調査を踏まえ、必要な場合区域変更
低潮線保全区域における監視・巡視、違反者の監督処分に係る執行体制	巡視・監視体制の整備・強化	低潮線保全区域の巡視及び巡視船艇・航空機の業務遂行体制の強化	同左
	関係行政機関の監視・巡視等の実施及び協力	地方ブロック連絡会議による体制整備、情報共有	同左
低潮線保全区域における代執行措置	違反者が監督処分に従わない場合の行政代執行	違反者なし	違反者が監督処分に従わない場合行政代執行

(2) 特定離島を拠点とした活動			
サンゴ増殖技術の開発・確立による国土保全	サンゴ増殖技術の開発・確立、環礁国家に対して島の保全・再生の技術協力	効率的な種苗生産技術及び移植・増殖技術の開発、サンゴ礁生態系の修復や養浜等を通じた島の保全・再生のための技術協力等	左記の技術開発等を継続
海洋鉱物資源開発の推進	鉱物資源（コバルトリッチクラスト）に関する資源量調査の実施	JOGMEC が探査鉱区における排他的な探査権を取得	左記の調査を継続
持続的な漁業活動の推進	漁場調査の実施、漁業活動支援のための水産基盤の整備等の検討	水産資源増大のためのサンゴ種苗の移植及び礁内での幼生収集・着床技術の実証着手	同左
海洋における再生可能エネルギー技術の実用化に向けた取組	海洋における再生可能エネルギー技術の実証試験場としての可能性検討	海洋再生可能エネルギー技術の実証試験	同左 (特に、平成26年度からは潮流発電システムの技術開発に着手)
自然環境をいかした新素材の開発	海洋構造物の新素材の技術評価試験の実施による新素材開発	繊維系複合材、超耐食性金属等の耐久性試験（モニタリング）	同左
人為的影響を受けない環境をいかした地球環境の観測	全球大気監視計画に資する温室効果ガス濃度等の地球環境の観測実施	二酸化炭素、オゾン等の温室効果ガス等の観測	同左
広域的な地殻変動観測	GPS連続観測システムによる広域的な地殻変動の連続的観測	電子基準点によるGNSS連続観測実施	同左
観測・研究活動の拠点としての環境整備	島への移動手段、研究・宿泊施設等の利用に関するルール作りや関係省庁が行う協力・支援の枠組み等の検討	研究機関による気象観測等の実施への協力	同左
持続可能なエネルギーモデルの検討	必要とするエネルギーを再生可能エネルギーで賄う仕組みについて検討	特定離島港湾施設の整備の進捗状況を踏まえて、内閣官房を中心に関係省庁と検討	同左

海洋保護区の設定等による生態系の適正な保全	海洋保護区の設定等による生態系の適正な保全方策について検討	生物多様性保全上重要度の高い海域の抽出に向けた検討	左記海域を公表
教育・観光の場としての活用等	旅客船クルーズを企画・推奨する等による、教育や観光の場としての活用の検討	特定離島港湾施設の整備の進捗状況を踏まえて、内閣官房を中心に関係省庁と検討	同左
	気象情報の提供、イベント等を通じて、国民に両島を周知する方法等の検討	気象情報のホームページでの公表	同左
活動支援のための海洋データ収集、海上の安全の確保	海潮流観測等の実施、海洋特性の把握	沖ノ鳥島の礁内外における海潮流観測等の実施	同左
	灯台等の航路標識整備、安全の確保	航路標識の適切な保守、運用	同左
(3) 拠点施設の整備に関する事項			
特定離島港湾施設の整備	南鳥島における整備	特定離島港湾施設の整備	同左
	沖ノ鳥島における整備	特定離島港湾施設の整備	平成26年3月30日に発生した工事事故の原因究明及び再発防止に関する有識者委員会による中間とりまとめに基づき、再発防止を徹底の上、事業を安全かつ確実に進める方策を早急に検討
(4) その他の事項			
施策の効果的な実施のための関係機関等の連携	関係省庁連絡会議を設置し、定期的に関催	関係省庁連絡会議での省庁間協力・調整	同左
国民への普及・啓発等	国民への普及及び啓発、地方自治体・関係者等への理解と協力要請	低潮線保全区域における行為規制を周知する看板設置、地方ブロック連絡会議の開催	同左

平成25年度低潮線保全の取組結果(平成26年3月31日時点)

1. 低潮線保全区域及びその周辺の巡視及び調査状況

- ・ 地方整備局の職員等が防災ヘリコプターや船舶等により167区域で巡視するとともに、衛星画像を活用して状況調査等を全185区域で実施。

2. 巡視及び調査結果

- ・ これまでのところ、低潮線保全区域における制限行為、地形変化は確認されていない。

3. 行為規制の周知のための看板の設置

- ・ 平成25年度までに32本の看板を設置済み。

4. 関係機関の連携

- ・ 地方整備局等において、関係する管区海上保安本部、国土地理院地方測量部、自治体等との連絡会議を開催。

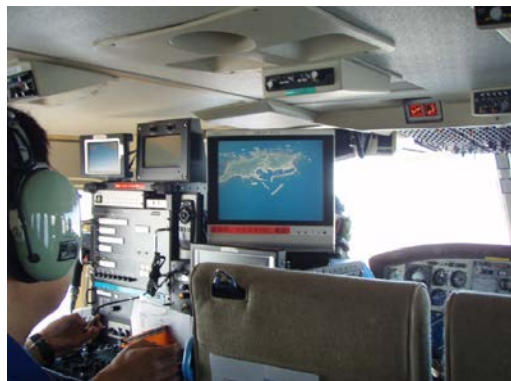
5. 巡視体制の確保

- ・ 地方整備局等において、低潮線保全官等の担当職員を配置するとともに、各都道府県、海上保安庁とも連携を図りながら、巡視体制の確保を図っている。

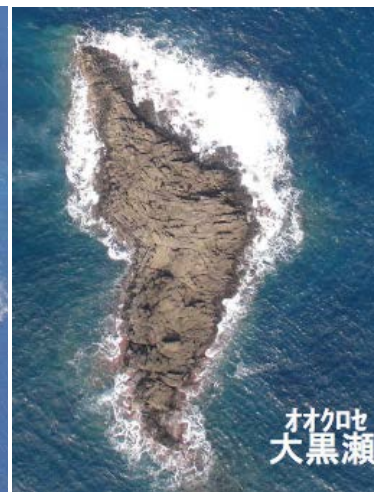
低潮線保全に関する取組(巡視)

1. 低潮線保全区域及びその周辺の巡視

○ 関係機関と連携を図りながら、地方整備局等職員が防災ヘリコプターや漁船等より全国の低潮線保全区域の巡視を実施



10,000フィート(約3,000m)
上空より撮影



500フィート(約150m)
上空より撮影



500フィート(約150m)
上空より撮影

防災ヘリコプター「ほくりく号」より
北陸地方整備局職員が撮影
(政令別表140舢倉島大黒瀬, 141 舢倉島小瀬周辺)



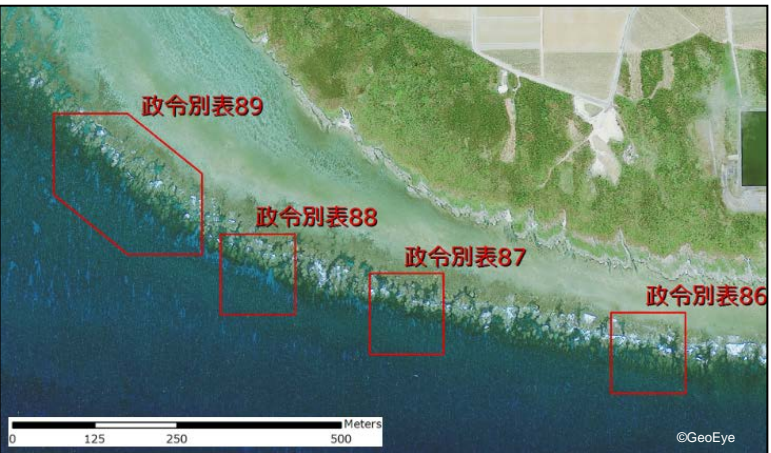
母島巡視状況



小笠原漁協所属船より
関東地方整備局職員が撮影(小笠原諸島 母島 鮪根)

低潮線保全に関する取組(状況調査・普及啓発)

2. 低潮線保全区域及びその周辺の調査状況



衛星画像による低潮線保全区域の調査
(上:北海道神威岬付近 下:沖縄県波照間島付近)

巡視及び衛星画像による調査の結果、これまでのところ、低潮線保全区域における制限行為、地形変化は確認されていない

3. 行為規制のための看板の設置

○ 不特定多数の人間が接近可能な区域には、低潮線保全区域を周知するための看板を設置



種子島



看板設置の例(鹿児島県種子島)

平成25年度末までに32本の看板を設置済み

4. 関係機関の連携

- 九州地方整備局
- 国土地理院九州地方測量部
- 海上保安庁第7管区
- 海上保安庁第10管区
- 福岡県
- 長崎県
- 鹿児島県



九州地方整備局等による低潮線保全九州ブロック連絡会の例

遠隔離島における活動拠点整備

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」が平成22年6月に施行。本法において、遠隔に位置する離島に船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる港湾の施設（特定離島港湾施設）の建設、改良及び管理は国土交通大臣が行うこととされている。

本土から遠く離れた遠隔離島（南鳥島、沖ノ鳥島）において、**排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動の拠点**として、船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設を整備する。

○特定離島港湾施設整備事業

南鳥島

- ・事業着手：平成22年度
- ・総事業費：250億円
- ・事業内容：岸壁（延長160m・水深8m）
泊地（水深8m）等

沖ノ鳥島

- ・事業着手：平成23年度
- ・総事業費：750億円
- ・事業内容：岸壁（延長160m・水深8m）
泊地（水深8m）
臨港道路 等

